

今後、公的個人認証サービスの 利用が想定される取組み

社会保障カード（仮称）について

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たし、年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとして、2011年度（平成23年度）を目途に導入することを目指す。

社会保障カード（仮称）の活用イメージ

年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割

年金記録、健診情報等の自分の情報を閲覧

医療機関

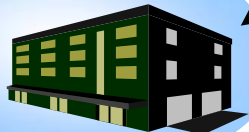


サービスの利用
(カードを提示)

介護サービス



社会保険事務所

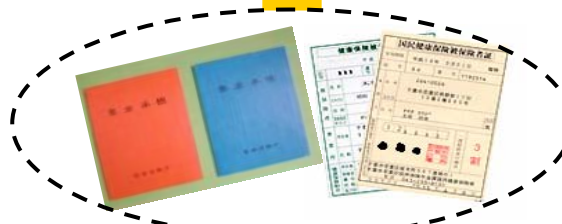


自分の年金記録等をいつでも閲覧・確認

(年金記録の画面のイメージ)

123-4567 東京都〇〇市△△町1-1-1		更新年月日	平成19年6月30日現在の加入記録です。		
健康 太郎 様		性別	男性	生年月日	昭和99年9月9日
		基礎年金番号	99999999999		
番号	加入制度	事業所名称	取得年月日	喪失年月日	月数
1	国民年金	第3号被保険者	昭和61年4月1日	昭和63年2月1日	22
2	厚生年金	〇〇〇株式会社	平成2年4月1日	平成4年6月15日	26
3	厚生年金	株式会社△△△△	平成4年7月1日	平成7年4月1日	33
4	国民年金	第1号被保険者	平成15年4月1日		50

1枚のカードに



- ◆ 厚生労働省に「社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」を設置
- ◆ これまでに、検討会を4回、関係団体との意見交換会を4回開催
- ◆ 年内を目途に取りまとめ予定の基本構想を基に、さらに具体的な仕組みの検討を進め、広く御議論いただく。

社会保障カード（仮称）に関する議論のための検討メモ（案）のポイント

1 カード導入の狙い

- **年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証の役割を果たし、自分の年金記録を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認することができるものとする。**
 希望する方は、カードを用いて**健診情報等の健康情報を閲覧することもできるものとする。**
 また、他の社会保障分野での利用や閲覧可能情報の拡大等の用途拡大に対応できるものとする。
- **このようなカードの導入により、各制度における現状の課題を解消し、利用者の利便性を向上させるとともに、保険者やサービス提供者等の事務負担を軽減させるものとする。**

	利用者の主なメリット	事務的な主なメリット
(制度をまたがるもの等)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金・医療・介護各制度の被保険者証等に加え、その他の標準負担額減額認定証等も含め、1枚となり、管理・携帯が容易となる。健康保険証の1人1枚化も達成される。 ・現行の被保険者証等に比べ、プライバシーの保護に優れたものとなる。 ・希望者については、身分証明書として利用することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保険者が個別に被保険者証や各種証明等を交付する必要がなくなり、事務負担が軽減される。 ・制度間での併給調整等の事務負担が軽減される。
(医療／介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所異動や転職等の際にも、健康保険証等を保険者に提出したり、返したりする必要がなくなる。 ・加入手続き漏れの防止となる。 ・自分のレセプト情報や特定健診情報、介護サービスの費用に係る情報を安全にオンラインで確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報の自動転記により、転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。 ・医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、未加入状態での受診や資格喪失後の受診等による保険者や医療機関等における過誤調整事務が減少する。
(年金)	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅のパソコン等からいつでも、自分の年金記録を確認することができる。 ・オンラインでの年金の裁定請求等、年金関係手続が利用しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザID・パスワード発行等の事務負担が軽減される。 ・窓口での申請受付等の事務負担が軽減される。

2 プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消

- **安全性に優れたICカードを導入し、カードに収録する情報は、本人確認のために必要な最小限の情報に限定する。**
また、カードの券面に記載する情報については、氏名、発行者のみを基本としつつ、移行期や異常時の対応、紛失時の再発行等の際の対応を検討する。
- 資格確認をデータベースにアクセスして行う場合、加入者を特定するための鍵となる情報をカードに収録するとともに、各制度・各保険者で管理されている加入者の資格情報を関連付ける必要がある。

加入者を特定するために
カードに収録する情報について

選択肢

- 案1 各制度共通の統一的な番号（変更可能）を利用
- 案2 カードの識別子（カードを識別する記号等）を利用
- 案3 各制度の現在の被保険者番号を利用
- 案3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用
- 案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

- 資格情報の**セキュリティ対策を徹底**する。
- カードの収録情報に応じた利用制限（例：番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等）を検討する。

3 費用対効果に優れた仕組み

- カード導入による費用と効果を踏まえ、交付方法等の複数の選択肢を比較検討しつつ、具体的な仕組みを検討する。

カードの交付
方法について

選択肢

- 案1 市町村が交付
- 案2 医療保険者が交付
- 案3 年金保険者たる国が交付

- **関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用**する。

今後、具体的な仕組みの検討を進め、費用等を含めた選択肢を示しつつ、広く御議論いただく。

国民視点の社会保障サービス等の実現に向けての電子私書箱(仮称)の創設

医療機関や保険者等に個別管理されている情報を、希望する国民が自ら入手・活用できる仕組みを検討し、2010年頃のサービス開始を目指す。

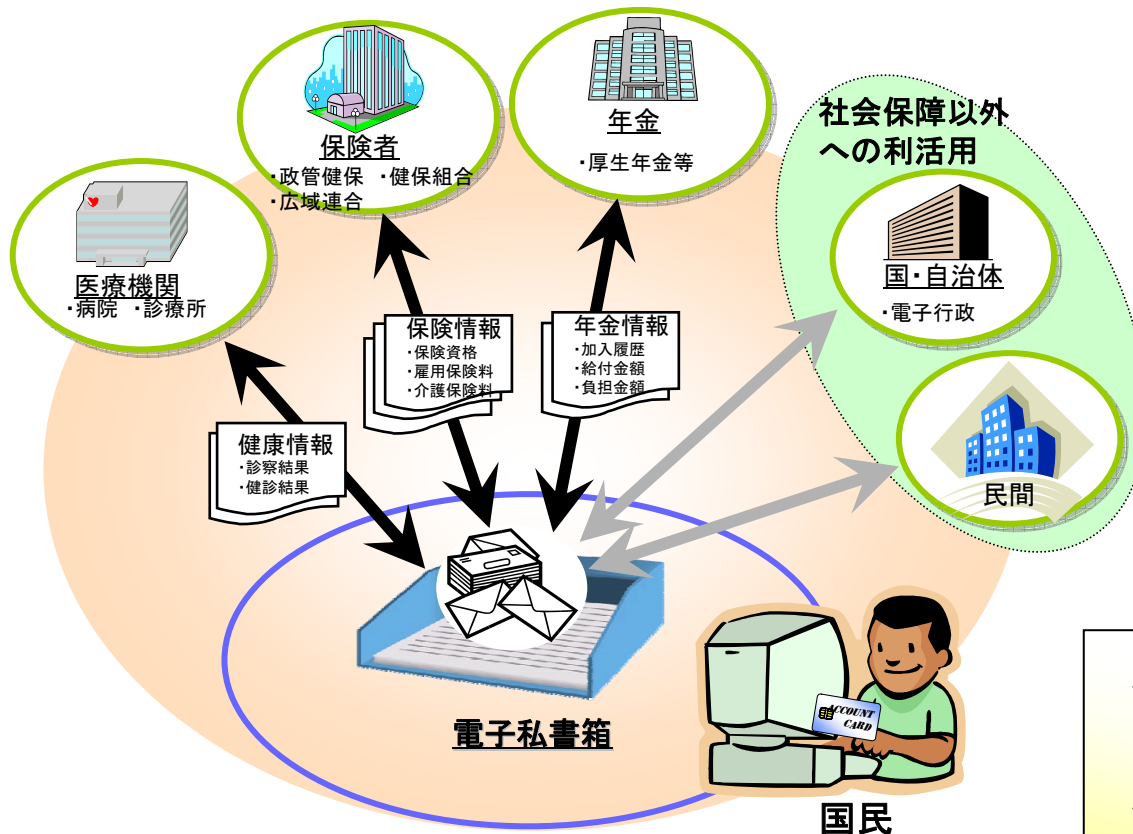
利活用のイメージ

情報の入手・閲覧

様々な情報を集約し、自分の情報入手・閲覧

情報の活用

収集・蓄積した情報を、他のサービスに活用

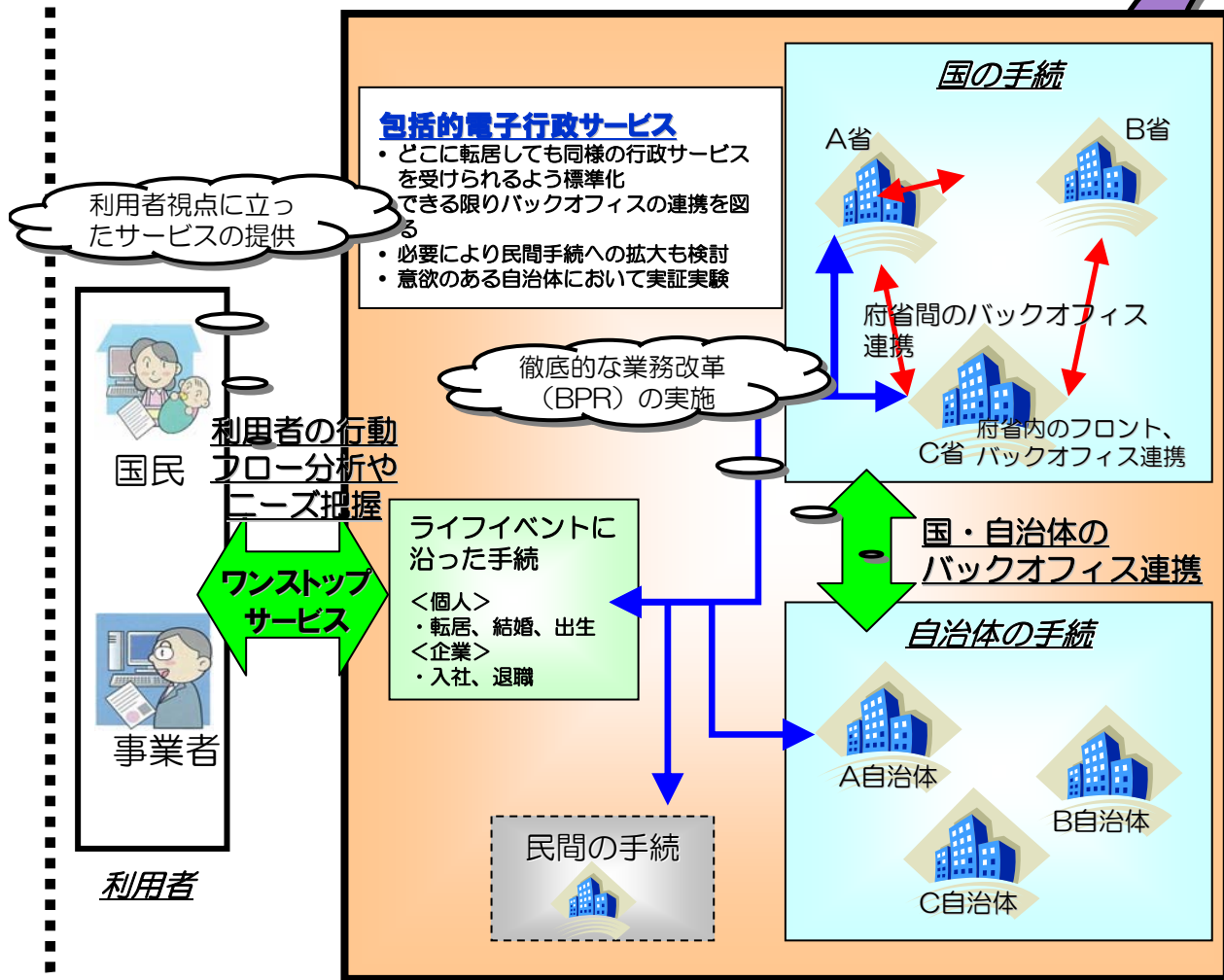


- ◆内閣官房IT担当室に有識者からなる検討会を設置
- ◆10月29日に第1回検討会を開催
- ◆今年度末までに基本構想を取りまとめ

次世代電子行政サービスの実現に向けた取組

ユーザー視点に立った利便性向上の観点から、国・地方の枠を超えたワンストップ電子行政サービスの実現に向け、2010年度に標準モデルを構築。

次世代電子行政サービスのグランドデザインのイメージ



具体的推進方策

1. 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム(官民合同)を設置(2007年10月)
2. 次世代電子行政サービスのグランドデザインを策定(2008年度早期)
3. 実証実験の実施(2009年度以降)
4. 次世代電子行政サービス基盤の標準モデル等を構築(2010年度)

検討体制のイメージ

